とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同法第三十七条の十第三項（第八号及び第九号に係る部分を除く。）若しくは第四項第一号から第三号まで又は第三十七条の十一第四項第一号及び第二号に規定する事由に基づく同法第三十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げる株式等（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この条において同じ。）の日の十年前の日の翌日から当該譲渡の日までの期間（その者が非永住者であつた期間に限る。）内にないもの（次項において「特定有価証券」という。）のうち、次に掲げるものの譲渡により生ずる所得とする。

一　金融商品取引法第二条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場において譲渡がされるもの

二　外国金融商品取引業者（国外において金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業又は同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者に限る。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この項において同じ。）への売委託（当該外国金融商品取引業者が当該業務として受けるものに限る。）により譲渡が行われるもの

三　外国金融商品取引業者又は国外において金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する投資信託委託会社と同種類の業務を行う者の営業所、事務所その他これらに類するもの（国外にあるものに限る。）に開設された口座に係る国外における社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿に類するものに記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされているもの

2　非永住者が譲渡をした有価証券（以下この項において「譲渡有価証券」という。）が当該譲渡の時において特定有価証券に該当するかどうかの判定は、当該譲渡の前に取得をした当該譲渡有価証券と同一銘柄の有価証券のうち先に取得をしたものから順次譲渡をしたものとした場合に当該譲渡をしたものとされる当該同一銘柄の有価証券の取得の日により行うものとする。

3　個人の有する有価証券（以下この項において「従前の有価証券」という。）について次に掲げる事由が生じた場合には、当該事由により取得した有価証券（以下この項において「取得有価証券」という。）はその者が引き続き所有していたものと、当該従前の有価証券のうち当該取得有価証券の取得の基因となつた部分は当該取得有価証券と同一銘柄の有価証券とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。

一　株式（出資を含む。）を発行した法人の行つた法第五十七条の四第一項（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）に規定する株式交換又は同条第二項に規定する株式移転

二　法第五十七条の四第三項第一号に規定する取得請求権付株式、同項第二号に規定する取得条項付株式、同項第三号に規定する全部取得条項付種類株式、同項第四号に規定する新株予約権付社債、同項第五号に規定する取得条項付新株予約権又は同項第六号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債のこれらの号に規定する請求権の行使、取得事由の発生、取得決議又は行使

三　株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この項において同じ。）又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合

四　株式を発行した法人の第百十一条第二項（株主割当てにより取得した株式の取得価額）に規定する株式無償割当て（当該株式無償割当てにより当該株式と同一の種類の株式が割り当てられる場合の当該株式無償割当てに限る。）

五　株式を発行した法人の第百十二条第一項（合併により取得した株式等の取得価額）に規定する合併

六　第百十二条第三項に規定する投資信託等（以下この号において「投資信託等」という。）の受益権に係る投資信託等の同項に規定する信託の併合

七　株式を発行した法人の第百十三条第一項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）に規定する分割型分割

八　特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の第百十三条第六項に規定する信託の分割

九　株式を発行した法人の第百十三条の二第一項（株式分配により取得した株式等の取得価額）に規定する株式分配

十　株式を発行した法人の第百十五条（組織変更があつた場合の株式等の取得価額）に規定する組織変更

十一　新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権を含む。次号において同じ。）又は新株予約権付社債を発行した法人を第百十六条（合併等があつた場合の新株予約権等の取得価額）に規定する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする同条に規定する合併等

十二　新株予約権の行使

第三十一条第三号中「第五号」の下に「（金融機関等の範囲）」を加え、「（平成十三年法律第七十五号）」を削る。

第六十一条第一項中「第二十五条第一項第四号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　法第五十七条の四第三項第三号に規定する全部取得条項付種類株式を発行する旨の定めを設ける法人税法第十三条第一項（事業年度の意義）に規定する定款等の変更に反対する株主等の買取請求に基づく買取り（その買取請求の時において、当該全部取得条項付種類株式の同号に定める取得決議に係る取得対価の割当てに関する事項（当該株主等に交付する当該買取りをする法人の株式の数が一に満たない端数となるものに限る。）が当該株主等に明らかにされている場合（法第五十七条の四第三項第三号に規定する場合に該当する場合に限る。）における当該買取りに限る。）

第六十一条第二項第一号中「同法」を「法人税法」に、「第四号」を「第五号」に、「同条第十四項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項」に、「次号及び第五号イ」を「第六号イ」に改め、同項第二号中「にイ」を「に当該分割法人の当該分割型分割に係るイ」に、「の直前の発行済株式等」を「に係る株式」に、「株式の数」を「当該分割型分割に係る株式の数」に改め、同号イ中「当該分割法人の前期期末時（当該分割法人の」を削り、「記載事項」を「記載事項等」に改め、「をいう。）を削り、「当該前期期末時」を「当該終了の時」に、「第四号イ」を「第五号イ」に改め、「。次号イにおいて「資本金等の額等」という」を削り、同号ロ中「当該分割法人の」を削り、同項第五号中「第二十五条第一項第四号から第六号まで」を「第二十五条第一項第五号から第七号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同号イを次のように改める。

イ　当該払戻し等を第二号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額

第六十一条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第二十五条第一項第三号に掲げる株式分配　当該株式分配に係る現物分配法人の当該株式分配の直前の分配資本金額等（当該株式分配の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額をいう。）に掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合（当該株式分配の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零以下である場合には零と、当該株式分配の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額及びロに掲げる金額が零を超え、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額をいう。）を当該現物分配法人の当該株式分配に係る株式の総数で除して計算した金額に同項に規定する株主等が当該株式分配の直前に有していた当該現物分配法人の当該株式分配に係る株式の数を乗じて計算した金額

イ　当該株式分配を前号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額

ロ　当該現物分配法人の当該株式分配の直前の法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人の株式の帳簿価額に相当する金額（当該金額が零以下である場合には零とし、当該金額がイに掲げる金額を超える場合（イに掲げる金額が零に満たない場合を除く。）にはイに掲げる金額とする。）